

[ベトナム知的財産庁による通知（仮訳）]

日本における地震により被災された出願人に対する法令の適用に関する通知

2016 年 4 月 14 日、16 日に、日本の九州において発生した地震は、一般的にも、知的財産の保護のための手続きをする出願人にとっても、社会的経済的に甚大な災害であった。

ベトナムの民法第 3 条及び第 161 条に従い、また、法律文書の実際の適用に従い、ベトナム知的財産庁は、今回の地震で被災された出願人のための猶予期間に関する法令の適用について、以下の通り通知する。

- ・ 2016 年 4 月 14 日、16 日の地震で被災された出願人については、ベトナム知的財産庁は、産業財産権の出願手続が今回の不可抗力により妨害された期間を計算に加えない。
- ・ 上記措置の適用を求める出願人は、地震被害について所管する組織による証明書を提出し、不可抗力を受けたと考えられる期間を詳細に示す必要がある。